

送り出し機関名称 (タインドー 国際人材株式会社)

回答期日 (2024年4月3日)

回答担当者名 (LE THI THAO)

項目	回答欄
1. 認定送出機関又は公的機関からの推薦を受けていること <input type="checkbox"/> 〔 送出国が MOC (二国間取決め) 作成国の場合 〕 機構HP で公表されている 認定送出機関 ですか？	はい、機構HP で公表されている「VNM000392」認定送出機関 です。
<input type="checkbox"/> 〔 送出国が MOC 未作成国の場合 〕 所在国もしくは所在地域の公的機関からの推薦状を有していますか？	
2. 制度の趣旨を理解している者を適切に選定し、送出を行っていること <input type="checkbox"/> 受け取った求人に対し、送出機関はどのような手段・過程で募集や選考を行っていますか？	募集手段が2つあります。 ①募集部門を通じる。 ②SNS (Facebook、Skype、TikTok、Zalo等) やHP上で公開募集。 求人に関する問い合わせがあれば、仕事内容や報酬、職場環境、面接日程、入国日程、技能実習開始までの流れなどについて適切に説明しています。
<input type="checkbox"/> 送出機関は、募集に際し、技能実習制度の趣旨をどのように説明していますか？	「技能実習制度の目的・趣旨は、日本で培われた技能、技術又は知識のベトナムなどの開発途上地域への移転を図ることです。技能実習制度の内容は、外国人の技能実習生が、日本において企業や個人事業主等の実習実施者と雇用関係を結び、ベトナムにおいて修得が困難な技能等の修得・習熟・熟達を図るものです。期間は最長5年とされ、技能等の修得は、技能実習計画に基づいて行われる」という概要を説明しています。
<input type="checkbox"/> 送出機関は、募集に際し、帰国後に成果を発揮する意欲の高い技能実習生候補者をどのように確保していますか？	募集に際し、日本で実習したスキル・知識や日本語を生かす予定がある人、また帰国後のキャリアプランを描けている人を募集します。
<input type="checkbox"/> 送出機関は、求人条件 (就業場所、就業時間、賃金 (税金・社会保険料による控除を含む)、業務内容、日本での生活等) や、日本で失踪することにより生じるリスク等について、どのように説明していますか？	求人条件 (就業場所、就業時間、賃金 (税金・社会保険料による控除を含む)、業務内容) について、口で説明 (1) すると共に文書「面接確認事項」で説明 (2) を行います。応募者に確認・署名してもらいます。 失踪など違法行為のリスク・デメリットについて、募集段階で説明しますが、入国前の事前教育期間に教育を繰り返します。
<input type="checkbox"/> 技能実習生候補者は実際に、上記内容を十分理解していますか？	十分理解しています。
<input type="checkbox"/> 送出機関は、求人情報と技能実習生候補者のマッチングをどのように行っていますか？	応募の申し込みを受領する際に、求人情報を説明 (口と文書) し、確認 (理解・署名) できた上で、面接を進めます。
<input type="checkbox"/> 悪質なブローカーを介在させるなど、技能実習生候補者の費用負担の増大につながる方法により技能実習生候補者の確保が行われていませんか？	悪質なブローカーを使いません。自社募集部門を通じて募集活動を行なっています。
3. 技能実習生候補者から徴収する手数料その他の費用について算出基準を明確に定めて公表するとともに、本人にも明示して十分に理解させていること <input type="checkbox"/> 費用の算出基準はどのようになっていますか？内訳に不明な点はありませんか？	求人条件、基本賃金、仕事内容などに基づいて費用の算出基準を判断しています。 内訳に不明な点はありません。
<input type="checkbox"/> 送出機関は費用の算出基準をどのように公表し、また、どのように技能実習生に理解させていますか？	募集部門を通じて、費用に関することを説明し理解してもらいます。
<input type="checkbox"/> 〔 送出機関及び監理団体に変更がない場合 〕 「技能実習3号口」に移行するベトナム人技能実習生からサービス手数料を徴収していませんか？	徴収していません。

<p>4. 技能実習生が帰国後、習得した技能等を適切に活用できるよう就職先のあっせんなどの支援を行うこと</p>	
<p><input type="checkbox"/>技能実習生に対して、帰国前にキャリア相談を実施していますか？</p> <p><input type="checkbox"/>帰国後の技能実習生に対する就職先のあっせん実績や現在のあっせん可能な就職先、その他支援方法はどのようになっていますか？</p>	<p>希望や依頼があれば、実施します。</p> <p>送り出し機関、日系企業（工業団地）に人材を紹介します。現在まで、15人を紹介できました。 また、再入国の希望があれば、特定技能面接へ推薦します。</p>
<p>5. 帰国した技能実習生による技能等の移転状況等について日本側が行う調査に協力すること・その他日本側からの要請に応じること</p>	<p>日本側から要請・依頼があれば、対応します。</p>
<p>6. 送出国又はその役員が、禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者でないこと</p>	<p>なし</p>
<p>7. 送出国の法令に従って事業を行うこと</p>	<p>法令に従っています。</p>
<p>8. 送出国又はその役員が、以下の行為を過去5年以内にしていないこと</p>	<p>なし</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・保証金の徴収等により、技能実習生や技能実習生の関係者の金銭その他の財産を管理する行為 ・技能実習に係る契約の不履行の際に金銭その他の財産を支払う契約をする行為 ・技能実習生等の人権を侵害する行為 ・技能実習の実施等に係る許可を受けさせる目的で、技能実習関係の文書を偽造する等の行為 	
<p><input type="checkbox"/>（技能実習生等との契約書実物を確認し）技能実習生等に不利な条項が含まれていませんか？</p>	<p>ありません。</p>
<p><input type="checkbox"/>技能実習生の職務履歴書等、送出国が作成した書類について、技能実習生に内容を確認・理解させた上で、署名させていますか？</p>	<p>はい、技能実習生に内容を確認・理解させた上で、署名させています。</p>
<p>9. 技能実習生等が技能実習に関連して、保証金の徴収等により金銭その他の財産が管理されていないことや契約不履行の際に金銭その他の財産を支払う契約をしていないこと（について、技能実習生から確認すること）</p>	<p>していません。</p>
<p>10. その他、技能実習の申込みを適切に監理団体に取り次ぐために必要な能力を有すること</p>	
<p><input type="checkbox"/>送出国が実施する入国前教育は適切な内容となっていますか？</p>	<p>はい、適切な内容となっています。 日本語の以外、日本法律・文化・生活の知識、また日本側からの指導（専門用語など）も教育します。</p>
<p><input type="checkbox"/>技能実習を行っている間、技能実習生を適切にサポートしていますか？</p>	<p>技能実習生が困ることやトラブルが生じる時、監理団体と一緒に適切にサポートしています。</p>

あさひねっと協同組合による評価

適合